

農地法第4条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	戸倉地区 (西戸地区)	南三陸町

図面記号	事業主体の住所							
D-26	宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2							
1 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	耕作者の氏名	土地利用区分	
			登記簿	現況			農振法	都市計画法
	別紙のとおり							
	計	5,900 ㎡ (畑 5,900 ㎡)						
2 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>計画地の周辺で農地整備が行われるが、農家とは調整・確認済みであり、営農に支障を生じないよう雨水・污水対策を徹底する。</p> <p>雨水排水について、地区内に降った雨水は速やかに側溝により排水し、地区外は計画水路を経て海へ放流する。污水排水については、戸建住宅別に合併浄化槽により規定の水質基準以下に浄化処理を行った後、団地内の道路側溝に排水する。</p>							

## (別紙) 1の欄 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	土地利用 区 分		備 考
		登記簿	現況		農振法	都市計画法	
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	36番1の一部	畑	畑	2218のうち 586	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	36番3の一部	畑	畑	378のうち 111	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	38番4の一部	畑	畑	380のうち 134	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	38番7の一部	畑	畑	324のうち 321	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	42番の一部	畑	畑	3024のうち 1040	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	33番3の一部	畑	畑	1185のうち 434	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	34番2の一部	畑	畑	1305のうち 72	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	43番の一部	畑	畑	1088のうち 274	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	51番の一部	畑	畑	3904のうち 2142	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	37番1の一部	畑	畑	2808のうち 786	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
計 10 筆		5,900 m <sup>2</sup> (田		m <sup>2</sup> )			